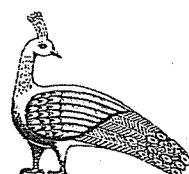


# カトリックにおける伝統と革新

信徒運動と社会的活動の意義

ヤン・スイングドー



はじめに

宗教には、大きく分ければ、二つの主要機能があると言われる。一つは、「秩序づけ」の機能であり、もう一つは、これとは逆に、「秩序への挑戦」の機能である。

両機能はまず宗教と周りの社会との関係を表すものであるが、それは当然宗教（教団）内部の状態にも関連していく。というのは、社会に対する「秩序づけ」の機能に相当して、教団内の場合は、それは「過去の伝統を守る」という保守的機能を意味し、また社会に対する「挑戦」

の機能に相当して、それは「未来を志向して変化を促す」という革新的機能を意味するのである。さらに、「秩序づけ」の機能の場合は、それが強力になればなるほど、教団は内向的になる傾向が強く、秩序づけられている社会において自己の秩序をも守るということが優先課題になりがちである。それに対して、「秩序への挑戦」の機能が強調されればされるほど、教団はむしろ外向的になる傾向が目立ち、自己改革のための努力とともに、主として社会的活動の実践に重点が置かれる。

両機能の間には常に一種の緊張状態がある。それを和

らげるために、役割分担が一つの方法として行われる。

う

つまり、「秩序づけ」あるいは「保守的機能」を果たす特定の担い手があるのに対し、「秩序への挑戦」あるいは「革新的機能」を果たす特定の担い手がある。多くの場合は、前者の機能は「聖」なる世界の専門家である「聖職者」によつて果たされる。一方、後者の機能は「俗」なる世界に活動している「一般信徒」に任せられる」とが多い。

## (二) カトリックの教会構成

一九八三年に発布された『カトリック教会法典』の第二〇七条によると、

「職者」によって累たされる。一方、後者の機能は「俗」なる世界に活動している「一般信徒」に任せられる」と多い。

但馬守徳と叫ばれる

その結果、聖職者と一般信徒との間に摩擦が起これば、それが宗教の果たしている二つの機能との間の緊張状態そのものを反映していることが稀ではないし、また、宗教団における内向性と外向性という二面性とも当然関連を持ってくるのである。

の中での伝統と革新、またそれと関連して、信徒運動と  
社会的活動の意義について若干の考察を行いたいと思

体は教会の役職制度にも、また一般信徒の範疇にも、そのどちらにも属さないので、修道会には聖職に携わっていない人もいれば、一般信徒と同様に聖職に携わっている人もいるわけである。<sup>(3)</sup>したがって、「」の三重構造を「聖」と「俗」という二分法で割り切ろうとする、言葉の混乱が生じやすい。例えば、(聖職者である)司祭の中には、在俗 (secular) 司祭と修道 (religious) 司祭の二種類があるし、「在俗修道会」の存在が示唆するように、ある意味で「聖」と「俗」の両世界にまたがっている制度<sup>(4)</sup>もある。

際の姿を概観してみたいと思う。

## (二) 第二バチカン公会議前のかトリック

言うまでもなく、カトリック教会のこの複雑な構成は、およそ二千年の長い歴史的展開の産物であり、教会内部および周りの社会に対する教会のダイナミックスに特有の影響を及ぼしている。

紙面の都合でこの「教会論」の問題をあまり深く掘り下げることはできないが、この点に関しては一九六〇年代に開催された第一バチカン公会議でかなり画期的な転換が行われたので、公会議前と公会議後の時期を区別して、それぞれの「教会論」とそれにもとづいた教会の事

るためには様々な工夫をし、その中で、聖職者と一般信徒との間の差を過大に強調し、後者に対する教導職への従順を最も重要な徳として要求することなどがよくあつた。<sup>(6)</sup> 聖職者のこの「独占欲」に対して反発が度々起り、様々な革新運動に具体化していくことは歴史が語るところである。革新運動が特に起つたのは、教会が周囲の社会に対しても適応し、創立者本来の精神を忘れて極度に制度化された組織体となつた時期においてである。

キリスト教の歴史が「改革」と「反改革」の連続であったことは周知の通りである。ルターのように、多くの

場合は改革者自身は聖職者階級出身であったが、彼らは教会の指導者と一般信徒との乖離を告発し、度々「万人祭司」の教えを説いた。しかし、プロテスタントの宗教改革などと違つて、カトリック教会からの分離脱退をもたらさなかつた「革新運動」もたくさんあつたのである。

その最も典型的な形態は、ほかでもなく、修道会の発生であつた。<sup>(7)</sup> 修道会が発生してきた理由の一つは、当時の教会にある特定のニーズが存在していたからである。そして教会そのものはこのニーズに答えることができなかつたか、あるいは答えようとなかつたので、新しい修道会はこの欠如を埋めようとしたのである。したがつて、修道会の発生は、キリスト教の本来の精神にもとづいて実際のニーズを満たそうとする積極的な試みであると同時に、少なくともある程度まで教会に対する抗議をも意味していたと言えよう。

この学説はことに最初の修道院制度の発生を解釈する

がつて、修道会による抗議はその最初の段階において常に一般社会および教会の組織構造からの脱退の要素を伴つていたが、実際の目標は、世界からの物理的な脱退よりも、まさに世界の中において、権威主義が最高の価値になつていた社会および教会からの精神的な脱退であつたと思われる。

前述したように、カトリックの修道会は、本来宗教的逸脱の性格を持つていた運動であつたものの、セクトなどのように教会組織から分離したわけではない。却つて、修道会は自己の革新的エネルギーを全教会の目的と理想のために動員するようになり、ある意味で、物理的あるいは精神的な脱退の時期の後、教会の主流へ「再加入」したのである。

一般信徒によつて始められた運動の場合——例えば、最初の修道院制度の場合——には、教会生活の主流への再加入は大抵「聖職者中心主義」の強化を伴つた。それは、修道会が教会組織の一部になつてしまつという広い意味での「聖職者中心主義」のみではなく、修道者自身が一般信徒から区別され、次第に聖職者の社会階級に同

ために立てられたが、後に教会に発生してきた托鉢修道会やその他の種類の集団にもあてはめられることが多い。つまり、これら修道会はすべて、人々のニーズに答えていなかつた教会の態度に対する不満を示す「革新的精神」の表現とみなされるわけである。

教会内に起つた、教会に対するこの不満は時としてきわめて具体的な批判の対象を設定した。例えば、一般社会の階級制度や、このパターンにしたがつて組織された社会への教会の癒着がその一つであった。修道会が革新運動として出現したのは、まさに教会が「社会体制」の一部となり、利己心や狭い地方主義を特徴とする上流階級の欲望にあまりにも同調する傾向が強くなつたからである。

ところが、それだけではなかつた。とくに最初の修道院の場合は、抗議は教会の位階制度や、それがもたらした聖職者の特権、言い換えれば、教会内の階級制度そのものをも狙つていた。修道者は——少なくとも集団として——聖職者でない一般信徒であり、聖職者に限定された特別の「聖性」の概念を不満に思つたのである。した

化されてしまうという、より狭い意味での「聖職者中心主義」もある。<sup>(8)</sup> 抗議者をこのように教会体制に同化させることによって、教会内の階級制度（つまり、聖職者に対する信者の区別）に対する本来の抗議は確かに多少とも押えられたわけである。一方、この展開にはもう一つの、より積極的な一面があることも認めるべきであろう。実は、本来の革新運動の活力を確保するためには一種の制度化はどうしても必要なのである。それゆえ、「カリスマの日常化」と呼ばれるものは必ずしも本来の預言者の精神の喪失を意味しない。それは——確かにある限界の中ではあるが——本来の精神を存続させるための手段でもり得る。つまり、制度化がなければ、革新運動は教会の周辺現象になりがちであり、その影響力は少なくなる一方である。このようにして、「カリスマの限定」には、歴史的にみれば、積極的な侧面もたくさんあるわけである。結局のところ、たとえ修道会の中にも聖職者を中心主義や、それに伴う権威主義の傾向が常に起こり、新しい修道会の発生を必要とするにせよ、革新の原理が相変わらず公職構造の外に、すなわち位階制度に伴う責任とは

それほど本格的な闘争をもつたない修道会の中によく見出されるのは驚くべきことではない。組織としての教会の運営の第一の責任者である司祭が必然的により保守的なリーダーシップを發揮するはすであるのに対し、修道者は——少なくとも位階制度の構造からはや離れた立場にある限りにおいて——キリスト教の革新的側面を強調する自由がより大きいからであろう。要するに、カトリック教会において、一般信徒の次元の外でも、保守的原理と革新的原理とが互いに釣り合いをとる働きをするわけである。

### (三) 第二回チガソ公会議後のカトリック

キリスト教（カトリック）の歴史を通じて教会生活の  
基本的なパターンは「温情主義」（paternalism）のそれ  
であった。位階（役職）制度を中心としたこの温情主義  
は、政治生活、社会生活および家族生活などを支配して  
いた温情主義的精神とほぼ同様の性格を持つていた。  
ところが、一般の社会的・文化的変動の結果、民主主  
義的思想がますます広まり、それは当然宗教（教会）に

組織構造にも実を結びはじめたのは、やはり第二ハチカン公会議の時期からである。

信徒に対するカトリックの新しい考え方は特に公会議の『信徒使徒職に関する教令』<sup>(9)</sup>に詳しく述べられている。公会議の他の文書の場合と同じように、これは一種の出发点にすぎないが、教会における一般信徒の位置や役割についての反省がそれによって大きく刺激されていたことは事実である。<sup>(10)</sup>

それによると、一教会の中には種々の役職があるが、使命は一つである。……キリストの司祭職、預言職、王職にあずかる者となつた信徒もまた、教会と世間ににおいて、神の民全体の使命における自分の役割を果たすのである」（第二一条）。さらに、「信徒はこの世の秩序の刷新を信徒の固有の任務として受け取り、……このような使徒職の働きにおいては、キリスト者の社会的活動が特に重要である。聖なる教会会議は、今日こうした活動が文化をも含めた現世のあらゆる分野に及ぶことを強く望んでゐる」（第七条）とある。また、以上の新しい方針を実行するためには、教皇庁に「信徒評議会」が設立され、地

情的であったとしても、時代錯誤的な制度であることは一層明確になり、この点に関しても本格的な革新が必要であるとの認識が深まってきた。しかも、この革新の担い手が、もはや革新原理を代表していた修道者だけではなく、今まで教会の中であまり発言権を有しなかつた一般信徒でもあること、むしろ、特に一般信徒であるべきことが、次第に教会のあらゆる領域において支配的な考

言うまでもなく、理論から実践への発展はこの点に關してもかなり長い年月をかけた。例えば、第二次世界大戦前に、特に歐州諸国を中心にしていわゆる「カトリック・アクション」の団体が設立され、労働者階級の生活向上あるいは他の社会的活動に専念したのであるが、この「信徒使徒職」(lay apostolate)と言われた活動は、厳密な意味において「信徒使徒職」よりは、「一般信徒による教会の聖職位階の使徒職への参加・協力」にすぎなかつた。しかし、この具体的な活動も刺激になつて、「一般信徒についての神学」がさらに発展し、それが教会の組

方教会の次元では、各教団においても「信徒使徒職委員会」が次々に設けられ、その主な任務は、「信徒使徒職」の研究、立案、連絡調整に専念することになった。

り、とくに「教会論」については、公会議の教えが妥協の產物であるだけに、その中に種々の「教会像」が見い出され得ることは否めない。<sup>(11)</sup> 公会議以前に支配的であった教会像、すなわち、教会の上に完全・最高・普遍の権能を持ち、それを常に自由に行使することができるローマ教皇をその頭とする、「聖職位階制度」によって組織された教会」としての教会像も登場するし、「神の民」としての教会像、すなわち、職務や活動の差異にもかかわらず、キリストのからだの建設に関しては、すべての信者に共通の尊厳と働きの真実の平等性がある教会像も説かれる。また、「奉仕者」としての教会像、すなわち、福音の精神に導かれて地上の義務を忠実に果たし、世界との対話を求めている「開かれた」教会のイメージも提

供される。

様々な、相い異なる教会像が存在するということ自体はそれほど大きな問題ではないかもしれないが、これら教会像を支えている基本的枠組みの間に本質的な対立があるようなので、カトリックの中でそれについて活発な論争が当然起こつたのである。すなわち、「制度」としての教会像は、静的、聖職者中心的、二分法的世界観にもとづいて、教会制度をはじめ、現存の社会秩序をも、歴史過程の産物よりも永遠から神によって定められた実在とみなしがちである。それに対し「神の民」または「奉仕者」としての教会像は、全体的(holistic)、歴史的世界を前提とする。それによると、人類の歴史そのものは同時に神が人類を解放してくれる歴史でもあり、社会秩序は神からそのまま与えられた実在ではなく、人間の創造力や誤りの産物である以上、社会的活動によつて絶えず改善の可能性をはらんでいると思われる。

言うまでもなく、以上の二つの相反する教会像は一般信徒の教会における位置づけや役割に関しても相反する見方を残したのである。すなわち、公会議前の見方は相

なさなければならぬと思われる。

#### (四) 「世俗性」の問題

以上の相い異なる見方において中心的な問題点の一つは、教会と社会との相互関係のことである。それは同時に、「聖」と「俗」という二分法の問題である。

いかなる宗教集団も、自分を「聖」なる世界とみなしつくりの社会を「俗」なる世界とみなしがちである。「聖」なる世界の完全な優位を主張すればするほど、それは冒頭に言つたように「秩序づけ」の機能に重点を置き、あらゆる方法でもって聖職者中心の教会像を守ろうとする傾向を生みやすい。一般信徒は、劣つてゐる「俗」なる世界の者にすぎないだけに、宗教的救いを得るためにには聖職者の命令に従うしかないことになる。もちろん、一般信徒は社会の中に生活しているので、社会は彼らの日常的活動の場にもなつてゐる。しかし、この活動そのものは宗教上の意味をあまり持たない。もしそれにそのような意味があるとすれば、それはあくまでも「聖」なる世界の代表者である聖職者によつて与えられた意味であ

り、その結果、聖職者中心的な集団としての教会像はさらに強化されるわけである。

一方、「聖」と「俗」を対立する概念、あるいは対立する実在としてではなく、むしろ同心円のようなものとしてみれば、事情は全く変わつてくる。社会に対する宗教(教団)の役割は、「聖」の立場に立つて劣つてゐる「俗」なる世界を支配することではなく、「俗」なる世界の中にこそ「聖」なる意味を見い出し、様々な活動を通じて社会の改善をはかるうとするのである。それは同時に社会に対する「秩序への挑戦」という機能の要素をも、また「秩序づけ」という機能の要素をも含むとともに、両機能を自分自身に對しても果たすことになると思われる。つまり、「俗」なる世界それ自体を「聖」なる活動の場とみなすならば、宗教集団は伝統を守ることもできるし、また革新を行うこともできるのである。

さらに、「聖」と「俗」の相互関係に対し、このような同心円的見方をすれば、聖職者と一般信徒の相互関係も、また各々の活動の領域の設定も当然変わつてくる。それは必ずしも聖職者と一般信徒の相い異なる役割を否

い変わらず教会内に有力であるわけである。前述したよ

うに、それによると、教導、聖成および統治の三権能を持つのはただ聖職者だけであり、一般信徒は教えてもらい、聖成され、治められる者にすぎず、この受動的な身分の他に彼らに許される能動的な活動があるとすれば、それは祈り、従順、そして特に寄付を納めることに還元されてしまうのである。それに対して、新しい見方では、一般信徒は聖職者と同様に教会内に威儀を持ち、社会の中に使命があるだけではなく、社会そのものがますます多元的になつてゐる以上、教会外の様々な諸宗教や世俗的組織等々の人々との対話と交換を通じて新しい世界を築き上げる役割を果たさなければならないと思われる。

また、この見方でも、指導者の役割は決して無視されたわけではない。どの組織にもリーダーシップの構造が必要だからである。しかし、このリーダーシップは以前よりも動的なもの、つまり変化に対して開かれたものでなければならぬし、一般信徒がその主要な構成員である教会に奉仕することと同時に、一般信徒と手を組みながら社会全体に奉仕することをもその最も重要な使命とみ

定するわけではない。それどころか、相い異なる役割は互いに捕捉し合い、互いに依存する」とによつてより効果的になる。しかし、その前提になるのは、やはり「俗なる世界、言い換えれば、「世俗性」(secularity)に対する新しい見方なのである。

前述したように、カトリック教会の場合は、「この問題は必ずしも完全に解決されたわけではない。<sup>(12)</sup> 永らく支配的であった教会像には、教会はまず聖職者中心の位階制度のことを指し、この制度がいかに俗化していただにしても、聖なるものと考えられていた。そしてそれにもとづき、一般信徒にはほとんど役割はなかつたのである。しかし、次第に「世俗性」の再評価の動きが強くなるにつれて、一般信徒の教会における位置づけも再検討の対象になつた。そこで、最初の対策方法としては、一般信徒に世俗内に自分なりの特有の役割があると認め、この役割に高い宗教的な価値があると指摘した。要するに、信徒運動と社会的活動は教会当局によつて初めて正式に信徒独自の営みとして深い宗教的な意義を有するものとして認められるようになつたわけである。

一般信徒は確かに聖職者と異なつた形でこの使命を果たすのであるが、「神の民」の一員として彼らは社会に対してだけではなく、教会に対しても責任を持つていて思われる。そのため、宗教教育であろうと、典礼儀式であろうと、あるいは教会組織の運営であろうと、これらすべての事柄に関しては、一般信徒にもそれにかかわる権利と義務があるとされる。

一方、一般信徒の役割を世俗内のこととに限定しようとする考え方に対応して、聖職者の役割をいわゆる聖なる役務だけに限るという、現在支配的である考え方や実践

——例えば、カトリック司祭の政党政治的活動の禁止など——もまた様々な批判を浴びている。キリスト教は本来出家の宗教ではないという歴史的事実が指摘され、聖職に携わっている人も社会の中に生活し、その中の活動をしなければならないということが強調される。要するに、教会におけるすべての者は同様の信仰生活を営み、同様の使命を帯びていて、教会における相い異なる役務は互いに捕捉し合い、互いに依存するのである。そうすると、信徒運動と社会的活動は、もはや聖職者（位

ところが、特に第一バチカン公会議に説かれたこの新しい「信徒像」は、「世俗性」に対する積極的な評価を含んでいたものの、「聖・俗」の二分法という考え方それが自体に根本的な問いをかけたのではない。そこで、「世俗」における一般信徒の宗教的な役割、つまり信徒運動や社会的活動のこの意味づけが却つて聖職者と一般信徒との間の乖離をさらに深め、世俗（社会）に対する革新の機能を促進しているものの、教会組織に対する革新の機能を妨げることになるのではないかとの懸念が出されはじめた。現在、カトリック教会における一般信徒の位置づけや役割に関する論争はまさにこの点を中心に行われ続けていると言えよう。

一般信徒の信徒としての役割を「世俗性」との関連においてのみ——それは文化、平和、正義、科学、技術、芸術等々の諸分野での活動を含むが——定義することは、不十分であると、今日よく指摘される。それはどうしてかと言えば、二つの理由がある。一つは、一般信徒も、聖職者に劣らず教会の構成員だからである。したがつて、彼らも教会の使命に全面的に参与するはずである。

階制度)がその主要な担い手である使徒職活動への協力でもなく、また自分なりに自立していることに意味を持つてゐる活動でもない。それが意味を持つようになるのは、一つの共同体である教会全体の使命の中だけである。そしてこの使命はいわゆる世俗に対する使命でもあるし、また自分の「聖」なる世界に対する使命もある。このようにして、伝統を守るという保守的な機能と改革を促すという革新的な機能は両方果たされ、調和的に共存できると思われる。

### 結びにかえて

以上述べたように、信徒運動と社会的活動を中心にしてカトリック教会における伝統と革新の問題を考えると、その構造と変遷がどれほど困難に直面してきたものであつたかがうがわれる。また、それが今もなお絶えず問いかれられ、教会の中に種々の、時として互いに激しく対立する運動を起こし、解決できそうもない新しい問題点をもはらむような側面を示していることもわかる。確かに、一九六〇年代に開催された第一バチカン公

会議を機にして、それについて様々な新しい考え方方が生まれ、一般社会の風潮である民主主義の影響を受けたカトリック教会は決然として改革の道に入ったのではあるが、最近のいろいろな動きを観察すれば、この改革はどれほど本格的なものなのかという疑問が出てこないわけでもない。この動きには様々な側面があると思われる。

最も根本的な側面は恐らく、いかなる宗教集団も直面している「聖」と「俗」の相互関係の問題であろう。それは同時に、宗教集団と周りの社会との相互関係、また聖職者対一般信徒の問題でもある。さらにそれには地理的とも言える側面が絡み合つてくるに相違ない。カトリック教会は全世界に広がっている教団であるだけに、この地理的な側面は特別な重みを持っているかもしれない。

それは、他の言葉で言えば、中央と地方教会との間の緊張状態、そしてある場合は、対立関係の問題にほかならない。教団が大きくなるにつれて周辺（地方）の教会が自立を主張し、革新運動を始めるのはよく見られる現象である。それに対応するために、中央で統治権を強化するこ

とも当然起る。カトリックの場合は、とくに過去四世紀においてこのようなダイナミックスがきわめて顕著になつてゐる。現代が中央と地方教会との間の緊張の一種の頂点であると言つても過言ではなかろう。したがつて、本稿で取り上げてきた問題もこのような様相を示していく。

そのうえ、カトリック教会全体を見渡すと、その方教会に焦点を合わせると、驚くべき多様性が発見されるのである。ある国では、一般信徒の役割を高く評価し、信徒と聖職者の協調を一生懸命促進しているのは、まさしく聖職者に対する絶対的な従属を主張する新しく信託運動も盛んである。後者の運動は、宗教社会の立場からみると、明らかに「革新運動」の性格を持つと思われる。硬化したと判断される教会を新たに活性化しようと目指しているからである。しかし、この活性化の努力の内容はきわめて保守的である。要するに、

カトリックをはじめ、いかなる宗教集団を語るとも、以上のこととは一概に論じ得ないということを常に念頭に置くべきだと思われる。そういう意味で、日本の宗教界における最近の様々な動き、とりわけ創価学会と日蓮正宗の「宗門問題」を第三者の立場からみると、その複雑さとともに、宗教そのものがいかに生きるかを問うものである故に、科学の方法だけで完全に把握できるものではないことがますますわかる。宗教的信仰の立場から判断すると、宗教は神仏の営みであるからこそ、そうなるのであろうが、たとえ宗教を人間の営みとみなすとしても、宗教の扱い手である人間そのものに科学の方法で十分に割り切れない所があるので、宗教はあくまでもわれわれに挑戦し続けるに相違ないと思われる。一方、それは決して客観的考察を軽視することを意味してはならない。

現代の社会・文化の諸変動に応じて宗教もまた対応していくかざるをえないの、いかなる教団も、客観的に他の教団のゆく道を参考にしながら、自己のアイデンティティをどう反省し、どう現代社会と接觸していくかという問題と真剣に取り組まなければならない。その時、ただ

自分の中に閉じこもつて反対するだけなのか、逆にまったく妥協するのか、その対応の仕方はいろいろあるであろう。私見によれば、一番理想的なやり方は、その真ん中、すなわち、単なるセクト主義でもなければ全面的な妥協でもない態度であろう。いずれにせよ、変動する現代社会において、宗教は社会から離れたものではなく、人間とは何かを常に問ながら人間・社会のためにこそあるということを忘れてはならない。そういう意味で、例えば創価学会やその他の宗教団体が行つてゐる平和運動は、教化運動であると同時に、社会に対する「貢献」としてきわめて高い価値を持つと思われる。また、その一方には社会を批判すると同時に、社会に対する「貢献」それ自身もまた一つの貢献と考えなければならない。そうすることによって教団は初めて「開かれた宗教」となり、たゞ、その要件としては、一つは自分自身の信仰を固く守り、もう一つは——多少とも逆説的に聞こえるかもしれないが——この固い信仰を他の人と距離を置くためのも

のではなく、社会のためになるものとして立てるという

「とにかくならない。グローバリゼイション（地球化）に向かう世界宗教のあり方は、以上の二つの条件に立脚して、最終的には人間は人間として互いに結ばれている」ということに一層目覚め、自分の宗教伝統という特殊主義的な価値の核心それ自体に見い出される宗教的エンセンスを、今、成長しつつある世界共同体を可能にする普遍的価値として、様々な社会的活動を通じてさらに発展させる」とではないだろうか。それが同時に「伝統」と「革新」との調和をも意味する」とは、宗教の歴史いや、人間そのものの歴史が語るのである。<sup>(13)</sup>

#### 註

- (1) 井門富一夫編『秩序への挑戦』（講座宗教学3）、東京大学出版会、一九七八年を参照のこと。
- (2) *Codex Iuris Canonici*, Can. 207
- (3) 世界のカトリック信徒の総数は、およそ九億人である。その中で四〇万人の司祭（聖職者）——在俗司祭は「五万人、修道司祭は「五万人」——がいるし、また（聖職者でない）修道者は、男子は六万五千人、女子は九一万人がいる。（カトリックでは、女性は聖職身分を持てないが、修道会に入る資格がある）

最終的に「一般信徒」のカテゴリーにとどまり、ある意味で他の一般信徒よりも男子聖職者の権威の下に置かれたと言えよう。

(9) 南山大学監修『第2バチカン公会議公文書全集』、中央出版社、一九八六年、一一五—一四〇頁。

(10) 例えば、一九八七年に、「一般信徒」をテーマにして、ローマで「シノドス」（世界代表司教會議）が開かれ、「信徒の神学」が今もなお発展途上にあることを表した。

(11) 第二バチカン公会議の「三つの教会像」について、L. Wostyn, *Doing Ecclesiology*, Quezon City, 1990, pp. 44-56 を参照。

(12) *The Laity and the Religious: Toward the Church of the Future*, Quezon City, 1988. 本の題は訳し取り上記の如く。

(13) それについては、拙著「[權威主義]は宗教を破壊する」（『潮』一九九一年二月号、一三八—一四五頁）やよろしく述べた。

（南山大学教授）

（4）実は、修道生活そのものの中にも多種多様な形態があり、現代にも新しい形態が絶えず生まれてくるので、詳しい論究を省略せてもよい。なお、修道会よりの脱会は一般的に「還俗」（secularization）と呼ばれるが、修道司祭の場合は、それは「在俗司祭」の身分になると云ふことを意味する。

（5）宗教の制度化は一般的法則であるが、キリスト教の場合にそれが極度に発展したことは歴史的事実である。それについて、T・ルックマン著、赤池憲昭、ヤン・スイングドー訳、『見えない宗教』、ヨルダン社、一九七六年、特に一二八頁以下参照。

（6）「」のような考え方が最近までカトリックに支配的であったことは、一九八三年まで有効であった【教会法典】の第六八二条にあげられた「一般信徒（平信者）」の定義が例証している。それによると、「平信者は、教会の規律にしたがつて、聖職者から、靈的利益、殊に救靈に必要な援助を受ける権利を有する」（【カトリック教会法典】、ルイジ・チヴィスカ訳、東京、一九六二年）

（7）それにヒュー・J. Wach, *Sociology of Religion* (University of Chicago Press, 1962), pp. 156 ss, 及び W. Stark, *The Sociology of Religion*, Vol. 3, "The Universal Church," Ch.2 を参照。

（8）男子司祭しか認めないカトリックにおいて、聖職者の社会階級への同化は、もちろん、男子修道会に限られた。女子修道会の場合は、修道女は教会の法律上、